

京都大学における年俸制教員の評価に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定期評価)</p> <p>第6条 } (略)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 委員会は、第4条により提出された定期評価に係る自己評価書に基づき、年俸制教員ごとに評価を行うものとする。</p> <p>5 部局の長は、前項の委員会の評価結果を総長に報告するものとする。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、定期評価に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>(臨時評価)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前条第4項から第6項までの規定は、臨時評価の場合に準用する。この場合において、同条第4項及び第6項中「定期評価」とあるのは「臨時評価」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新たに年俸制の適用を受ける際の評価)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 第6条第5項及び第6項の規定は、新たに年俸制の適用を受ける際の評価の場合に準用する。この場合において、同条第5項中「前項の委員会の評価結果」とあるのは「評価結果」と、同条第6項中「定期評価」とあるのは「新たに年俸制の適用を受ける際の評価」と読み替えるものとする。</p> <p>(インセンティブ手当の決定)</p> <p>第9条 総長は、第6条第5項(第7条第2項及び前条第2項において読み替える場合を含む。)の規定により各部局の長から報告のあった年俸制教員に係る定期評価若しくは臨時評価又は新たに年俸制の適用を受ける際の評価の結果を踏まえて、各年俸制教員のインセンティブ手当を決定する。この場合において、総長は必要に応じて評価結果を確認する委員会等を設置し、当該委員会等において評価結果を確認させることができる。</p> <p>2 総長は、前項の規定により決定したインセンティブ手当を部局の長に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた部局の長は、各年俸制教員に当該年俸制教員に係る評価結果及びインセンティブ手当を通知するものとする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、インセンティブ手</p>	<p>(定期評価)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 部局の長は、前項の委員会の評価結果を当該年俸制教員が所属する学系又は全学教員部(以下「学系等」という。)の長(全学教員部にあっては当該年俸制教員が所属する全学機能組織を担当する理事。以下同じ。)に報告し、当該学系等の長はその報告に基づき、総長に報告するものとする。</p> <p>6 (同 左)</p> <p>(臨時評価)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>(新たに年俸制の適用を受ける際の評価)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(インセンティブ手当の決定)</p> <p>第9条 総長は、第6条第5項(第7条第2項及び前条第2項において読み替える場合を含む。<u>第3項において同じ。</u>)の規定により各学系等の長から報告のあった年俸制教員に係る定期評価若しくは臨時評価又は新たに年俸制の適用を受ける際の評価の結果を踏まえて、各年俸制教員のインセンティブ手当を決定する。この場合において、総長は必要に応じて評価結果を確認する委員会等を設置し、当該委員会等において評価結果を確認させることができる。</p> <p>2 総長は、前項の規定により決定したインセンティブ手当を学系等の長に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた学系等の長は、<u>第6条第5項の規定により報告のあった部局の長へ通知し、当該部局の長は各年俸制教員に当該年俸制教員に係る評価結果及びインセンティブ手当を通知するものとする。</u></p> <p>4 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>当の決定に関し必要な事項は、総長が別に定める。 (定期評価及び臨時評価に係る不服申立て)</p> <p>第10条 年俸制教員は、前条第3項で通知を受けた評価結果(第8条による評価結果を除く。)に不服があるときは、同項の通知を受けた日から30日以内に、部局の長に不服を申し立てることができる。</p> <p>2 部局の長は、前項の規定により不服申立てがあったときは、当該不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該年俸制教員の再評価を行うか否かを審査し、その結果及び理由を当該年俸制教員及び委員会に通知する。</p> <p>3 委員会は、前項の規定により再評価の通知を受けた場合は、当該年俸制教員について再評価を行い、その結果を部局の長に通知する。</p> <p>4 部局の長は、前項の再評価の結果を総長に報告する。</p> <p>5 前条の規定は、再評価の場合に準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第5項(第7条第2項及び前条第2項において読み替える場合を含む。)」とあるのは「第10条第4項」と、「定期評価若しくは臨時評価又は新たに年俸制の適用を受ける際の評価」とあるのは「再評価」と、同条第3項中「評価結果」とあるのは「再評価の結果」と読み替えるものとする。</p> <p>6 (略) (業績評価)</p> <p>第11条 } (略) 2 } 3 部局の長は、年俸制教員ごとに業績評価を行うものとする。</p> <p>4 部局の長は、前項の評価結果を総長に報告するものとする。</p> <p>5 (略) (業績一時金の決定)</p> <p>第12条 総長は、前条第4項の規定により各<u>部局の長</u>から報告のあった年俸制教員に係る業績評価の結果を踏まえて、各年俸制教員の業績一時金を決定する。</p> <p>2 総長は、前項の規定により決定した業績一時金を<u>部局の長</u>に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた<u>部局の長</u>は、各年俸制教員に当該年俸制教員に係る業績評価の結果及び業績一時金を通知するものとする。</p>	<p>(定期評価及び臨時評価に係る不服申立て)</p> <p>第10条 } 2 } (同 左) 3 } 4 部局の長は、前項の再評価の結果を<u>当該年俸制教員の所属する学系等の長に報告し、当該学系等の長はその報告に基づき、総長に報告する。</u></p> <p>5 前条の規定は、再評価の場合に準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第5項(第7条第2項及び前条第2項において読み替える場合を含む。<u>第3項において同じ。</u>)」とあるのは「第10条第4項」と、「定期評価若しくは臨時評価又は新たに年俸制の適用を受ける際の評価」とあるのは「再評価」と、同条第3項中「<u>第6条第5項</u>」とあるのは「第10条第4項」と、「評価結果」とあるのは「再評価の結果」と読み替えるものとする。</p> <p>6 (同 左) (業績評価)</p> <p>第11条 } (同 左) 2 } 3 } 4 部局の長は、前項の評価結果を<u>当該年俸制教員の所属する学系等の長に報告し、当該学系等の長はその報告に基づき、総長に報告するものとする。</u></p> <p>5 (同 左) (業績一時金の決定)</p> <p>第12条 総長は、前条第4項の規定により各<u>学系等の長</u>から報告のあった年俸制教員に係る業績評価の結果を踏まえて、各年俸制教員の業績一時金を決定する。</p> <p>2 総長は、前項の規定により決定した業績一時金を<u>学系等の長</u>に通知するものとする。</p> <p>3 前項の通知を受けた<u>学系等の長</u>は、<u>前条第4項の規定により報告のあった部局の長へ通知し、当該部局の長は各年俸制教員に当該年俸制教員に係る業績評価の結果及び業績一時金を通知するものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 (略) (後 略)</p>	<p>4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行日前に年俸制教員が第7条第1項の特に顕著な業績をあげた場合又は第10条第1項の規定により不服を申し立てた場合は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 国立大学法人京都大学教員就業特例規則の一部を改正する規則（平成27年達示第75号）附則第2項の規定の適用を受ける教員に第2条第1項の新たに年俸制の適用を受ける際の評価を行う場合は、第8条第2項の規定により準用する改正後の第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>